

木古内町森林・林業・林産業 活性化議員連盟規約(案)

- 第1条 本会を木古内町森林・林業・林産業活性化議員連盟と称する。
- 第2条 本会の事務所は、木古内町議会事務局に置く。
- 第3条 本会は、木古内町議会議員で、この会の趣旨に賛同した議員で構成する。
- 第4条 本会は、木古内町の森林・林業・林産業の活性化の実現に努めるものとする。
- 第5条 本会に、次の役員及び顧問を置く。
会 長 1名、副 会 長 1名、理 事 2名
会計監事 1名、顧 問 若干名
- 第6条 会長は、会を統括する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
理事は会務を分掌する。
事務局長は会務を処理し、会計監事は会計を監査する。
- 第7条 本会の役員は、定期総会において選出する。
- 第8条 定期総会は、毎年5月に開催する。
- 第9条 本会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 第10条 顧問は、会長が委嘱し総会に報告する。
- 第11条 会計年度は、毎年5月1日から始まり翌年4月30日までとする。
- 第12条 本会の会費は、年額5,000円とする。
- 第13条 本会の経費は、会費及びその他の収入により運営する。
- 第14条 旅費については、木古内町条例に準じる。
- 第15条 規約の改廃は、総会で行う。

附 則

- この規約は、平成8年6月21日から施行する。
- この規約は、平成9年7月4日から本規約に改め施行する。
- この規約は、平成10年7月7日から本規約に改め施行する。
- この規約は、平成17年5月1日から本規約に改め施行する。
- この規約は、平成19年5月1日から本規約に改め施行する。
- この規約は、平成23年5月1日から本規約に改め施行する。
- 但し、第12条の規定は平成19年度に限り、5000円とする。
- この規約は、平成20年5月1日から本規約に改め施行する。
- この規約は、平成24年5月1日から本規約に改め施行する。
- この規約は、平成28年5月1日から本規約に改め施行する。
- 但し、第12条の規定は平成28年度に限り、5000円とする。
- この規約は、平成29年5月1日から本規約に改め施行する。